

名古屋市教育委員会定例会

平成 25 年 5 月 23 日

午後 2 時 30 分

教育委員会室

議 案

第 45 号議案 請願・陳情審査について

第 46 号議案 請願・陳情審査について

第 47 号議案 名古屋市立幼稚園授業料等減免規則の一部を改正する規則案について

第 48 号議案 名古屋市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

第 49 号議案 平成 25 年度歯科衛生優良校等の表彰について

第 50 号議案 教職員人事について

出席者

古 川 隆 委員長

野 田 敦 敬 委 員

服 部 はつ代 委 員

梶 田 知 委 員

福 谷 朋 子 委 員

下 田 一 幸 教育長

教育次長始め、事務局職員 26 名

(古川委員長)

それでは、ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

最初に、お諮りいたします。第 48 号から第 50 号議案は、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議し、会議録につきましても、第 49 号議案は記者クラブ発表するまでの間に限り非公開とし、第 48 号及び第 50 号議案は非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に、本日の議案審議に先立ちまして、10名から傍聴の申し出がありましたので、名古屋市教育委員会傍聴規則第2条により、許可いたしたいと思いますが、ご意見はございますでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

異議なしと認め、それでは、傍聴人の方に入室していただきます。

【傍聴者入室】

(古川委員長)

傍聴される方々をお願いいたします。名古屋市教育委員会傍聴規則第4条により、次の2点を守っていただくことになります。

1点目は、委員その他出席者の言論に対し批評を加え又は可否を表さないこと、2点目は、私語その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと、の2点であります。また、同規則第5条により、録音等については禁止しております。

それでは、議案に移ります。第45号議案「請願・陳情審査について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(金田指導室長)

第45号議案「請願・陳情審査について」を説明いたします。陳情書は、中学校歴史教科書における「日露戦争」に係わる記述について、教育委員に点検を求めるものでございます。要旨を読み上げます。現在中学校で使用されている歴史教科書の中で、「日露戦争」についてその記述が教育基本法の「目標」に適っているのか、教育委員の皆様にご覧いただき点検することを求めます。という内容でございます。陳情書が3ページと、本市が使用しております中学校歴史教科書で教育出版平成24年度版のうち、日露戦争について記載された172、173ページの写しが添付されておりますが、これも陳情者より届けられたものでございます。

では、この陳情書について、発言いたします。学習指導要領では、中学校社会科歴史的分野「近代の日本と世界」の内容の取扱いとして、次のことが大切と示しています。「日清・日露戦争」については、「このころの大陸との関係に着目させ」て、戦争に至るまでの我が国の動き、戦争のあらましと国内外の反応、韓国の植民地化などを扱う。「条約改正」については、長年にわたる外交上の課題として取り組まれたことと、「欧米諸国と対等の外交関係を樹立するための人々の努力」に気付かせる。学習指導要領は、教育基本法の目標を踏まえて記述されたものです。本市中学校では、こうした学習指導要領の趣旨をふまえて、国によ

る検定に合格した教科書を活用し、指導を進めているところです。

なお、参考といたしまして、中学校社会科歴史的分野教科書の日露戦争に関する記述、及び、学習指導要領解説と7種の教科書の比較表をまとめたものをお配りしてあります。

(古川委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(野田委員)

先日も教科書の記述についての陳情がございましたが、先日も申しましたが、教科書会社が文科省へ出すときに趣意書というものを書きますが、その趣意書には教育基本法第2条と第5条にてらして適合していることを示し、提出しています。それが合格しないと検定を通ったことになりませんので、教育基本法第2条の教育の目標にあったものしか教科書として世の中に出回らないので、審査する必要はないと思います

(古川委員長)

参考資料の説明をお願いします。

(金田指導室長)

参考資料の「中学校社会科歴史的分野教科書 日露戦争に関する記述」、表にまとめたものをご覧ください。中学校社会科歴史的分野教科書は全部で7者ございます。そのうち、表の2段目教育出版を本市は採択し使用しています。本文、日露戦争に関する記述についての抜粋でございます。右側は、その注釈・コラムとして掲載されているものです。ご覧いただきましておとり、本文、注釈・コラムにつきまして、それぞれ表現は様々でございます。

(古川委員長)

他にご意見も無いようですので、第45号議案についてお諮りをいたします。

前回も同じような案件、歴史教科書についてございました。内容は違いますが、基本的な考え方は一緒だと思います。中学校歴史教科書は、学習指導要領にもとづき、国による検定に合格したものであり、教育基本法の目標にかなったものであると判断いたします。したがって、「中学校歴史教科書における『日露戦争』に関わる記述について、教育委員に点検を求める陳情」については、「不採択」としてはいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、第46号議案「請願・陳情審査について」を議題といたします。

審議に先立ちまして、請願者から口頭陳述を行いたい旨の申し出がありました。会議の運営上、代表者 1 名に 5 分以内で陳述を許可することにしたいと思いますが、ご意見はございますでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

異議なしと認めます。それでは、陳述人の方は、前へお願いします。

【請願者の代表者より、口頭陳述がなされた。】

(古川委員長)

これもちまして、口頭陳述を終了します。それでは、第 46 号議案「請願・陳情審査について」、事務局の説明を求めます。

(大坪主幹)

それでは、第 46 号議案「請願・陳情審査について」ご説明申し上げます。

本請願は、現在、名古屋市名城庭球場を平日 5 面、土日祝日 7 面、優先的に利用している名古屋市庭球協会及び名古屋ローンテニス倶楽部から、提出されたものでございます。内容は、名古屋ローンテニス倶楽部として、名城庭球場に平成 26 年 4 月に本市が準備を進めている公募による指定管理者制度の導入により、優先的な利用が中止されれば、移転が必要となると考えており、現時点で適当な移転候補地がなく、移転先の決定までにはしばらく時間が必要となることから、名古屋市教育委員会事務局と名古屋ローンテニス倶楽部双方が責任をもって移転先を確定させるため、公募による指定管理者制度の導入を 1 期 4 年間又は最短でも 2 年間延期することを求めるものでございます。

名古屋ローンテニス倶楽部に対しては、昭和 41 年の名城庭球場開設以来、それまでの本市への貢献などの歴史的な経緯を考慮し、名城庭球場の優先的な利用を認めてきており、現在に至っております。本市としては、名城庭球場は、地方自治法上の「公の施設」であることから、広く一般市民に利用させる必要があると考えており、この間、名古屋ローンテニス倶楽部には、優先的な利用の見直しについて、申し入れをしてきました。とりわけ、平成 22 年度からは、抜本的な解決に向け、名古屋ローンテニス倶楽部に移転候補地の情報を提供しながら、現指定管理者の管理が終了する平成 25 年度末を目途に名古屋ローンテニス倶楽部と協議を進めてきており、本年 4 月 16 日には、平成 25 年度末で優先的な利用を解消するという方針を正式な文書として名古屋ローンテニス倶楽部に提示したところでございます。本市としては、移転候補地を探すことを優先的な利用解消の条件とはしていませんが、移転候補地については情報提供に努めてきており、このような情報をもとに名古屋ローンテニス倶楽部によって、移転の可能性について検討していただいているところでございます。

本市としては、これまで、一定の検討期間を設けて協議を進めていることから、今までの方針どおり、平成 26 年度から公募による指定管理者制度の導入に向け、準備を進めていきたいと考えております。以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

(古川委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(野田委員)

名城庭球場の利用実態、平日の利用状況を教えてください。

(大坪主幹)

全体の利用状況は、利用可能面数が年間で 18,313 面ございますが、一般利用が 8,396 面、未使用となっているものが 4,284 面です。全体のうち、一般利用されているものが 46%、未使用となっているものが 23%、ローンテニス倶楽部が優先的利用しているものが 5,633 面で 31%です。雨天等のコート不良等は別としての数字です。

(野田委員)

23%が空いているということですね。

(大坪主幹)

そのとおりです。

【傍聴人より発言の求めあり】

(古川委員長)

先程申し上げましたとおり、傍聴規則により、発言をする機会はありませんのでご承知置きください。

(梶田委員)

ローンテニス倶楽部側が年間 1,000 万円くらいの費用を使って整備していると陳述者より説明があったが、これは名城庭球場全体のことなのか、ローンテニス倶楽部が優先的利用している部分のことなのか、どちらですか。

(大坪主幹)

コート整備については、優先的利用するコートのほかにも、抽選により利用していたコートもあったことから、従前は下水処理場の上にある 9 面すべてについて、ローンテニス倶楽部が行っておりましたが、平成 22 年度の途中から平日については 6 面に減らした経緯がございます。

(福谷委員)

全体の9面すべてを整備されていたことがあったということですか。

(大坪主幹)

おっしゃるとおりです。現在は6面です。

(福谷委員)

もう一度6面に減らされた経緯を教えてください。

(大坪主幹)

平成22年度の途中から、平日については6面へ減らしております。

(服部委員)

1,000万円程度負担をしながら整備をしてきたと説明がありましたが、名古屋市は他の部分を整備していると思いますが、ローンテニス倶楽部の優先的利用部分の整備にかかった費用が1,000万円程度ということですか。

(大坪主幹)

基本的には、ローンテニス倶楽部が優先的利用している部分について、自主的に整備していただいていたという認識です。

(下田教育長)

ローンテニス倶楽部が優先的利用することについては、条例か何かで公開はされていませんか。

(大坪主幹)

特に条例等など公開はございません。実質的な優先的利用です。

(野田委員)

一般の利用者が申し込むときは、15面ある中で数面は使えないという状況は、公開されていないということは、ご存じないということですか。

(大坪主幹)

土日祝日7面、平日5面、すでに押さえられている状態で抽選されています。

(野田委員)

そのことは、一般の利用者の方は知ってみえますか。

(大坪主幹)

想像でございますが、詳しく知ってみえる方は極めて少ないと思います。

(梶田委員)

請願では、代替地を確保することを条件のように書いてありますが、事務局の説明では、条件ではないという説明でしたが、その辺りをもう少し詳しく説明してください。

(大坪主幹)

平成22年5月折衝時に、ローンテニス倶楽部側から土地の売却や貸付に関する情報提供を求められて以降、利用の可能性がある土地につきまして情報提供してきました。そのことは優先的利用解消を条件にしているという認識ではございません。また、情報提供いたしました土地につきましては、ローンテニス倶楽部側の利用を約束するものではなく、入札や公募提案など、今後公募する可能性がある土地としてご紹介させていただきました。

(古川委員長)

私は、請願の1(1)から(5)が重要だと思います。口頭で合意してあります、となっていますが、事務局は合意したという認識はありますか。

(大坪主幹)

1(1)の条件付で同意する、(3)名古屋市有地を探していただく、とありますが、あくまでも情報提供をさせていただくということで、優先的利用の解消の条件という認識はございません。

(古川委員長)

合意というものをどう解釈するか、福谷委員にお伺いします。

(福谷委員)

合意があったか否かということですが、合意というものは必ずしも書証を取り交わさないと有効ではないということはありませんが、双方の認識が合致してはじめて合意となりますので、どのようなことが話し合われたかということが調査されてはじめて、合意があったかどうか判断できるのではないのでしょうか。

(大坪主幹)

口頭で合意しましたということですが、話し合いの中で土地を紹介させていただくことはありますが、それを合意というようにとらえられているようですが、それを優先的利用解消の条件と法的に整理をされたものではないと考えております。

(岩間生涯学習部長)

平成23年8月に私はおりませんでした、その後引き継ぎまして、交渉させていただきました。土地を見つけることが抜本的な解決の条件だという交渉はしておりません。円滑な解決のため、移転候補地探しの協力をさせていただくとうことで、情報提供させていただいたと認識しております。

(古川委員長)

ローンテニスクラブが自主的に移転先を探すのが筋だという考え方でいいですか。

(岩間生涯学習部長)

お話をお伺いしておりますと、民間の場所も検討されているようですので、ローンテニスクラブの方でも、そういった認識はあるのではと思います。市有地を必ず提供しないと移転が不可能という認識ではないと理解しております。

(梶田委員)

請願では、4年又は2年の延長をとという内容ですが、平成22年5月、平成23年8月のときは、平成26年4月は期限が短いので、もっと長く猶予してほしいという申し出はありましたか。

(大坪主幹)

平成25年末が期限と考えておりました。

(梶田委員)

ローンテニスクラブからの申し出はありましたか。

(大坪主幹)

平成22年、23年の時点で、期限を延ばしてほしいという思いがあったかどうかは確認できませんが、そういった思いはあったものと考えております。

(岩間生涯学習部長)

交渉の中では、平成26年4月から公募による指定管理者制度を導入するという話はさせていただいております。文書ではありませんが、口頭で話をしております。昨年末に延ばせないかというお話はいただいております。

(下田教育長)

優先的利用は事実上の問題という話がありましたが、過去の経緯がありますが、公の施設として、優先的利用を公表せずにいるという制度的な担保はありうるのですか。

(大坪主幹)

法的には、名城庭球場は公の施設として設置しているものでございます。優先的利用をさせることに疑義がございまして不適切な状態にあると考えております。地方自治法第244条第3項は、公の施設の差別的取り扱いを禁ずるものでございまして、それに照らしても、できるだけ早くの解消が求められているものでございます。これ以上の延長はできないものと考えております。

(野田委員)

請願では4年、最短でも2年延長となっているが、平成26年からの導入だと1年期間があることになる。4年か2年か1年かをはっきりする必要があります。口頭での約束が多く判断できないが、土地の件やこれまでの貢献度の件などあるが、一市民として現状から判断すると、公のテニス場ですので、土日はみんなで使うのが当たり前だと思います。平日は、今までの貢献があったのでお聞きしたところによりますと、未使用が23%、優先的利用が31%で54%から申し込んでいただければ使えることになると思いました。さらに、市民的な感覚から申しますと、一定の団体が先に確保しているということは、市民感情としては放っておけないことになると思えます。優先的利用は反対です。

(福谷委員)

請願の資料の中の別紙2として、神戸の住民監査請求の監査結果の通知の写しがありますが、住民からこのような優先的利用はおかしいという請求があったということでしょうか。

(大坪主幹)

おっしゃるとおりです。神戸市において、都市公園の中にあるテニスコートについて、神戸ローンテニス倶楽部が都市公園法に基づく管理許可を得て管理しています。そのうち12面中6面を実質的優先的利用しているという事例がございまして、それに関して住民監査請求があったものでございます。

(古川委員長)

神戸市の件について、要点等を説明してください。

(大坪主幹)

神戸市において、都市公園の中にあるテニスコートについて、神戸ローンテニス倶楽部が都市公園法に基づく管理許可を得て管理し、12面中6面を実質優先的利用しているということについて、やめるべきではないかと住民監査請求がございました。神戸市の監査結果は、この管理許可が当該テニスコートの機能の増進に資すると認め、都市公園法上、その管理を許可するにあたり、機能の増進に資するということがあるので、それを認め、また、半

数を市民利用としていることから適切な維持管理がおこなわれていると判断し、合理性があり優先的利用に当たらないという監査結果が出ております。ただし、名城庭球場は公の施設で、地方自治法の適用と考えております。神戸市は、都市公園の一部施設として都市公園法に基づく管理許可を神戸ローンテニス倶楽部は受けているもので、名古屋ローンテニス倶楽部は、公の施設の利用者でございます。利用者という立場と管理許可を受けている管理者という立場の違いもあることから、名古屋と神戸の例を同列に論じることはできないと考えております。

(福谷委員)

都市公園法に基づく管理許可を名古屋市でその方法を取っていない経緯を教えてください。

(大坪主幹)

公園を全般的に管理する場合は指定管理者制度とするとなっていますが、その中にあるスポーツ施設、この場合はテニスコートですが、そういった場合には都市公園法に基づく管理許可をすることができるという規定を神戸市は使っています。名古屋市は、名城庭球場条例、名城庭球場自体を公の施設として指定管理者に管理をさせていますので、そこが違います。

(福谷委員)

名城庭球場を都市公園法に基づき管理していくことは難しいということですか。

(大坪主幹)

有り得ないと考えています。

(梶田委員)

平成22年5月から平成26年3月まで約4年の移転準備期間があり、情報提供もあり、不採用はやむを得ないと思います。

(古川委員長)

生涯学習にいろいろな施設がありますが、総点検し公の施設をできるかぎり指定管理者制度を導入していくことは、今の市民の最たる希望であると思っています。この件にかかわらず、施設への導入を進めているので、特定の指定管理者ではなく、公募をする指定管理者制度を導入するためには、今の状態の継続を排除していかないと進んでいかないと思います。

他にご意見もないようですので、第46号議案について、お諮りいたします。

名古屋市としては、平成22年度からローンテニス倶楽部に移転候補地の情報を提供しな

がら、現指定管理者の管理が終了する平成 25 年度末を目途にローンテニス倶楽部と協議を進めてきており、今まで、一定の検討期間を設けて協議をしていること、また、名城庭球場は、地方自治法上の『公の施設』であることから、広く一般市民に利用させる必要があることから、本件請願の取扱いについては、「不採択」としてはいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、第 47 号議案「名古屋市立幼稚園授業料等減免規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(小山総務課長)

第 47 号議案「名古屋市立幼稚園授業料等減免規則の一部改正について」をご説明いたします。本市では、幼稚園教育の振興に資するため、市立幼稚園に就園している園児の保護者に対し、国の補助を受けて所得や園児の兄弟の人数に応じて授業料等の減免を行っております。今回、国が、幼稚園等に 3 人以上の幼児を就園させている世帯に対して、これまでの所得制限を廃止し、就園する第 3 子以降の園児 1 人につき一律 79,000 円を補助することとなりました。それに伴い、本市においても、授業料等の減免の対象者を拡充し、3 人以上の園児を持つ全ての保護者が、第 3 子以降の園児について、授業料等の減免を受けられるようにするものでございます。よろしくご審議をお願いします。

(古川委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、それでは、第 47 号議案については原案通り可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

第 48 号議案から第 50 号議案は非公開になります。

第 48 号議案から第 50 号議案は非公開にて審議されたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

午後 3 時 37 分閉会

名古屋市教育委員会定例会

平成25年5月23日

午後2時30分

教育委員会室

議 案

第49号議案 平成25年度歯科衛生優良校等の表彰について

出席者

古 川 隆 委員長

野 田 敦 敬 委 員

服 部 はつ代 委 員

梶 田 知 委 員

福 谷 朋 子 委 員

下 田 一 幸 教育長

教育次長始め、事務局職員26名

(古川委員長)

続きまして、第49号議案「平成25年度歯科衛生優良校等の表彰について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(森川学校保健課長)

第49号議案「平成25年度歯科衛生優良校等の表彰について」説明いたします。

本件は、4の「表彰の趣旨及び理由」にありますとおり、学校歯科保健活動の充実を期し、優れた実践活動を展開している学校を表彰しようとするもので、今回で53回目となります。優れた実践活動を展開している学校「歯科衛生優良校」として、その中でも今回までの5年連続して優良校に選ばれた学校を「特別優良校」として、また、これまでに一度も表彰の実績がない学校のうち、歯科衛生活動に一定の成果を挙げ、今後の一層の取り組みが期待できる学校を「奨励校」として、それぞれ表彰するものでございます。選定にあたりましては、各学校の平成24年度における歯科疾患や処置の状況、児童会・生徒会などの組織活動などの17項目について、学校歯科医や学校長ら26名により審査をし採点をさせていただきました。その結果、ご覧のとおり特別優良校は川名中学校、小学校については、5年連続がないため、該当校はございません。2の「優良校」としては、内山小学校始め24小学校、東星中学校始め6中学校、それに守山養護学校の計31校でございます。3の「奨励校」は、柳小学校始め4小学校、当知中学校始め2中学校でございます。

2ページから8ページにそれぞれの学校の取り組み概要をまとめさせていただきました。

参考までに、9ページにはDMF歯数、永久歯の虫歯の数の本数を29年間にわた

り推移を記載しています。名古屋の12歳のDMFは0.66で、全国の1.10ですので、かなり低く、全国でもトップレベルで、各学校の取り組みが顕著に表れています。

最後になりますが、この歯科衛生優良校等の表彰については、名古屋市学校歯科医会と共催で行うもので、本日お認めいただきましたら、明日5月27日記者クラブに資料提供し、6月8日に名古屋市公会堂で開催します「第61回歯をまもるよい子の会」において、表彰式を行います。よろしくお願いいたします。

(古川委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(福谷委員)

年々子どもの虫歯が減っていて、特に名古屋市の子どもの虫歯の少なさに驚きました。

(古川委員長)

他にご意見もないようですので、第49号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(古川委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

午後3時37分閉会